

近畿中部防衛局達第4号

自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第43号）第13条及び自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第65号）第19条の規定に基づき、フレックスタイム勤務に関する達を次のように定める。

平成28年4月27日

近畿中部防衛局長 竹中 正二郎

フレックスタイム勤務に関する達

改正 令和3年3月19日 近畿中部防衛局達第1号

改正 令和5年6月 7日 近畿中部防衛局達第4号

（趣旨）

第1条 この達は、近畿中部防衛局の職員がフレックスタイム勤務（自衛官以外の隊員にあつては自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号。以下「規則」という。）第44条第5項又は第

6 項の規定により勤務時間を割り振られて勤務することをいい、自衛官にあっては自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和 37 年防衛庁訓令第 65 号。以下「自衛官訓令」という。）第 9 条第 3 項又は第 7 項の規定により日課を定められ勤務することをいう。以下同じ。）を行う場合において、始業又は終業時刻の設定、休憩時間の設定その他フレックスタイム勤務をするために必要な事項を定めるものとする。

（フレックスタイム勤務の通則）

第 2 条 フレックスタイム勤務は、原則として、近畿中部防衛局のすべての職員を対象とする。

2 フレックスタイム勤務は、近畿中部防衛局の職務に支障のない範囲内で実施しなければならないことから、フレックスタイム勤務を申告した者は、その申告どおりの勤務ができるとは限らないことを認識しなければならない。

3 次条の規定によりフレックスタイム勤務の承認を行う者は、できる限り、申告どおりの勤務ができるよう配慮しなければならない。

（フレックスタイム勤務の承認者）

第3条 フレックスタイム勤務の承認は、その者の休暇承認者（近畿中部防衛局の職員の勤務時間等に関する達（平成19年近畿中部防衛局達第13号）第2条に規定する休暇承認者をいう。以下同じ。）が行うものとする。

（標準勤務時間）

第4条 フレックスタイム制による勤務時間の割振り又は日課の定め
の基準等について（防人計第7492号。令和5年3月31日）
の第1第8項第2号の標準勤務時間は、休憩時間を除き、午前
8時30分から午後5時15分又は午前9時30分から午後6時
15分とする。

（1日の最短勤務時間等）

第5条 フレックスタイム勤務を行う場合における1日あたりに割
り振ることができる最短の勤務時間、コアタイム（自衛官以外の
隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第
43号。以下「事務官等訓令」という。）第2条第8項第2号若
しくは第14項第3号又は自衛官訓令第9条第4項第2号若しく
は第9項第3号に基づく官房長等があらかじめ定める2時間をい
う。以下同じ。）、フレキシブルタイム（始業又は課業開始及び

終業又は課業終了の時刻を設定することができる時間帯をいう。

以下同じ。)及び月曜日から金曜日までの間の休憩時間については、別表に定める「1日の最短勤務時間」欄、「コアタイム」欄、「フレキシブルタイム」欄及び「休憩時間」欄のとおりとする。

(単位期間)

第6条 規則第44条第5項の適用を受ける自衛官以外の隊員又は自衛官訓令第9条第3項の適用を受ける自衛官(以下「一般隊員」という。)のフレックスタイム勤務の一の単位期間は4週間とする。

2 規則第44条第6項の適用を受ける自衛官以外の隊員又は自衛官訓令第9条第7項の適用を受ける自衛官(以下「育児介護等隊員」という。)のフレックスタイム勤務の一の単位期間は、1週間、2週間、3週間又は4週間のうち育児介護隊員が選択する期間とする。

(フレックスタイム勤務の申告)

第7条 規則第44条第5項の適用を受けようとする自衛官以外の隊員又は自衛官訓令第9条第3項の適用を受けようとする自衛官

は、原則として当該適用を受けて勤務を開始しようとする日の2週間前までに、その者の休暇承認者に対し、別紙様式第1により申告しなければならない。

2 規則第44条第6項の適用を受けようとする自衛官以外の隊員又は自衛官訓令第9条第7項の適用を受けようとする自衛官は、原則として当該勤務を受けて勤務を開始しようとする日の1週間前までに、その者の休暇承認者に対し、別紙様式第1及び別紙様式第2により申告しなければならない。なお、事務官等訓令第2条第19項に規定する隊員（以下「対象障害者」という。）である場合には、電話その他の通信によることができる。

3 やむを得ない理由により、前2項に規定する期日までに申告できない場合は、速やかに申告するものとする。

（フレックスタイム勤務の承認）

第8条 休暇承認者は、前条第1項の規定による申告がなされたときは、その単位期間について、当該休暇承認者及び当該休暇承認者が承認しなければならない職員すべての勤務時間を横断的に把握した上で、単位期間が開始する日の7日前までには割振りを行い、希望者に対して、その結果を通知しなければならない。

2 前項の規定は、前条第2項及び第3項の規定による申告がなされた場合について準用する。この場合において、前項中「単位期間が開始する日の7日前までには」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

(委任規定)

第9条 この達に定めるもののほか、この達の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この達は、平成28年4月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この達は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この達の施行の際現にあるこの達による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。

3 この達の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分

の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

この達は、令和5年6月7日から施行する。

別表（第5条関係）

隊員の区分	1日の最短勤務時間	勤務時間及び日課		休憩時間	休養日
		コアタイム	フレキシブルタイム		
一般隊員	2時間	午後1時から午後3時までの間	午前5時から午後10時までの間	連続する正規の勤務時間が6時間30分を超える前に30分以上（※）	日曜日及び土曜日
育児介護等隊員	2時間	午後1時から午後3時までの間	午前5時から午後10時までの間	連続する正規の勤務時間が6時間30分を超える前に30分以上（※）	1 日曜日及び土曜日 2 申告がある場合は1以外に1日

（※）ただし、連続する正規の勤務時間が6時間を超える場合には、45分以上とする。

状況届

(年 月 日提出)

所 属
氏 名

次のとおり勤務時間法第 6 条第 4 項、自衛隊法施行規則第 44 条第 6 項又は自衛官訓令第 9 条第 7 項の規定に基づく休養日又は週休日及び勤務時間の割振り又は日課の定めに係る

- 子の養育
 要介護者の介護
 隊員の状況
- の状況を届け出ます。

1 申出に係る子又は要介護者

(1) 氏名 _____

(隊員又は職員との同居又は別居の別 同居 別居)

(要介護者である場合はその続柄： _____)

(2) 子の生年月日 _____ 年 月 日生 (出産予定日)

(3) 養子縁組の効力が生じた日 _____ 年 月 日

2 要介護者の状態及び具体的な介護の内容

3 隊員の状況

事務官等訓令第 2 条第 1 8 項に規定する対象障害者

注 1 「1 (2) 子の生年月日」及び「1 (3) 養子縁組の効力が生じた日」は、子の養育の状況について申し出る場合に記入する。なお、申出に係る子が申出の際に出生していない場合には、「子の生年月日」に出産予定日を記入し、「出産予定日」の にレ印を記入する。

子を養育するために申し出る場合、申出に係る子の氏名、申出者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等）を添付する（写しでも可）。

2 「2 要介護者の状態及び具体的な介護の内容」は、要介護者の介護の状況について申し出る場合に、隊員又は職員が要介護者の介護をしなければならなくなった状況及び介護の内容が明らかになるように、具体的に記入する。